

(案)

医政発●●●第●●号  
令和元年●●月●●日

●●殿

厚生労働省医政局長

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業の実施について

今般、別添のとおり「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」を定め、本日より適用することとしたので通知する。

(別添)

## タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱

### 第1 タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業

#### 1 目的

本事業は、医師の働き方改革を進めるため、医療機関等による勤務環境改善の取組の実施及び普及活動に対する支援を行うとともに、その取組事例の周知等を行う。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施団体公募要領」により選定された団体(以下「補助事業者」という。)とする。

#### 3 事業内容

以下(1)～(4)の事業を実施する。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助事業者が医療機関及び医療関係団体に対し補助を行う間接補助事業として実施するものとする(詳細は別紙1のとおり)。

(1) 医療機関における勤務環境改善の取組の実施

(2) 医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議等の開催

(3) 間接補助事業を実施する医療機関及び医療関係団体(以下「間接補助事業者」という。)の公募及び選定

補助事業者は、以下の事項を行うものとする。

① 厚生労働省と協議の上、選定の方針(地域や公募数等)を決定すること。

※ 1回目の募集で間接補助事業者を決定した際、予算に一定の残額が生じた場合、2回目以降の募集を行うこと。

② ポータルサイト<sup>※1</sup>を作成し、公募に関する情報(公募結果含む)を公表すること。

③ 選定に関する検討委員会の設置・運営を行い、間接補助事業者を決定すること。応募状況によって採択件数を予算の範囲内で調整し、採択にあたっては所在地域に偏りがないよう調整を実施すること。

#### (4) 間接補助事業により取得される効果測定データ<sup>※2</sup>等の収集、分析及び公表

補助事業者は、以下の事項を行うものとする。

- ① 厚生労働省と協議の上、収集すべき効果測定データ<sup>※2</sup>、分析方法及び公表内容を決定すること。
- ② 効果測定データ<sup>※2</sup>は、間接補助事業者から事業完了後に報告させ、必要に応じてヒアリング等を実施すること。
- ③ 効果測定データ<sup>※2</sup>の分析結果を資料としてまとめるとともに、好事例と合わせて公表資料を作成すること。
- ④ 間接補助事業者から収集した効果測定データ及びその分析結果を厚生労働省に報告すること。
- ⑤ (3) ②で作成したポータルサイト<sup>※1</sup>に分析結果や好事例等を公表すること。また、厚生労働省の求めに応じ、他のホームページ等でも掲載できるよう成果物（分析結果や好事例等）を適宜加工すること。

※1 ポータルサイトは、次年度以降に円滑に引き継げるようすること。

※2 間接補助事業者が実施した勤務環境改善策における具体的な事例の記録、費用対効果を含む効果に関する測定データ及びデータ等から抽出された課題等（効果は直接的効果のみならず、間接的効果も含む）。

### 4 事業に付随する事項

#### (1) 定例会の実施を行うこと

3 (1)～(4)の事業を遂行するために、補助事業者は、厚生労働省と定期的（間接補助事業者の決定前は月1回以上程度）に打ち合わせを行う。補助事業者は、速やかに議事録を作成し、厚生労働省と共有すること。

(2) 3 (3)における公募結果を都道府県医療勤務環境改善担当部署や都道府県医療勤務環境改善支援センターに周知すること。

(3) 必要な協議は厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善室とを行うこと。

### 5 事業期間

事業期間は、補助事業者として選定された日から令和2年3月31日までとする。

## 第2 タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業(重点実施医療機関)

### 1 目的

本事業は、勤務環境改善の必要性が特に高い医療機関の自主的な取組の支援を行う。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業(重点実施医療機関)公募要領」により選定された団体とする。

### 3 事業内容

医療機関における直近3ヶ月間の時間外労働が平均60時間以上の医師の時間外労働を削減するために行う勤務環境改善の取組の実施(詳細は別紙2のとおり)。

### 4 事業に付随する事項

#### (1) 定例会の実施を行うこと

補助事業者は、厚生労働省の求めに応じ定期的に打ち合わせを行う。

補助事業者は、打ち合わせの際、事業の進捗状況を報告すること。

#### (2) 補助事業者は、実施した勤務環境改善策における具体的な事例の記録、費用対効果を含む効果に関する測定データ及びデータ等から抽出された課題等をまとめ、その内容を厚生労働省に提出するものとする(効果は直接的効果のみに限らず間接的効果を含む)。提出に際しては、他の医療機関での同様の取組に資するようパワーポイント等を用いた取り組みと効果を示した資料を作成し、さらにはホームページ等でも掲載できるよう資料を適宜加工すること。

#### (3) 事業実施後3年間は厚生労働省の求めに応じ、3の事業の効果について報告すること。

### 5 事業期間

事業期間は、補助事業者として選定された日から令和2年3月31日までとする。

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業の間接補助対象事業について  
[実施要綱 第1-3-(1)、(2) 関連]

(1) 医療機関における勤務環境改善の取組の実施

- 以下①～④に掲げる事業を対象とする。

① 勤務環境改善導入事業

- ・ I C T 等勤務環境改善に資する機器の導入、勤務間インターバルの導入、当直明け勤務負担の緩和、特定行為研修制度における領域別パッケージ研修※の受講、コンサルタントによる業務改善（効果測定・助言等）等の勤務環境改善に資する取組を行うことを対象とする。

※ 「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号」に規定する特定行為研修の一部を免除した研修

② 医師事務作業補助者研修事業

(ア) 当該医療機関の職員2名以上を医療関係団体等が実施する医師事務作業補助者養成の集合研修に参加させることを対象とする。

(イ) 当該医療機関が受講者5名以上の医師事務作業補助者研修を実施するために外部講師を招聘することを対象とする。

③ 医師事務作業補助者導入事業

- ・ 診療報酬で算定されない医師事務作業補助者1名以上を、当該医療機関が常勤職員として直接雇用することを対象とする。

④ 看護補助者導入事業

- ・ 診療報酬で算定されない看護補助者1名以上を、当該医療機関が常勤職員として直接雇用することを対象とする。

- 医療機関において、新たに実施する取組のみを対象とし、既に実施している取組は対象となるない。

- 事業の応募にあたっては、医師の時間外労働時間を削減するための具体的な目標を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、事業の実施による具体的な効果を数値等で示した事業報告書の提出を必要とする。

（2）医療関係団体における医療機関の勤務環境改善の普及促進を目的とした会議等の開催（勤務環境改善普及事業）

- 当該医療関係団体が15団体以上の医療機関が参加する会議等を開催することを対象とする。なお、開催する会議等は、具体的な勤務環境改善の取組事例等を紹介するなど、参加する医療機関が導入しやすいよう工夫をするものとする。
- 事業の応募にあたっては、開催予定の会議等の具体的な内容を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、会議等の詳細な開催結果（使用した資料等含む）をまとめた事業報告書の提出を必要とする。

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）の補助  
対象事業について [実施要綱 第2-3 関連]

- 以下に掲げる事項のうち、3つ以上の取組を行うことを対象とする。
  - ・ I C T 等勤務環境改善に資する機器の導入
  - ・ 勤務間インターバルの導入
  - ・ 当直明け勤務負担の緩和
  - ・ 特定行為研修制度における領域別パッケージ研修※の受講
  - ・ 医師事務作業補助者の研修の受講
  - ・ 医師事務作業補助者の直接雇用
  - ・ 看護補助者の直接雇用
  - ・ コンサルタントによる業務改善（効果測定・助言等）
  - ・ その他勤務環境の改善に資する取組
- ※ 「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号」に規定する特定行為研修の一部を免除した研修
- 医療機関において、新たに実施する取組のみを対象とし、既に実施している取組は対象となるない。
- 事業の応募にあたっては、直近3ヶ月間の時間外労働が平均60時間以上の医師の時間外労働時間を削減するための具体的な目標を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、事業の実施による具体的な効果を数値等で示した事業報告書の提出を必要とする。